

平成 20 年 12 月 19 日

各 位

会社名 ゼ ネ ラ ル 株式会社  
代表者名 代 表 取 締 役 北田 猛  
(コード 3890 大証第2部)  
問合せ先 執行役員経理部長 有野 隆久  
(TEL 06 6933 1805)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年1月29日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### (1) 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されることに伴い、上場株式は一斉に振替株式に変更され、いわゆる「株券電子化」が実施されることから、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### (3) 変更の日程

定款の一部変更に係る定時株主総会	平成21年1月29日(木)
定款の一部変更に係る効力発生日	平成21年1月29日(木)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条(株券の発行)  <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第8条(省 略)</p>	<p>第7条(現行のとおり)</p>
<p>第9条(省 略)</p>	<p>第8条(現行のとおり)</p>
<p>第10条(单元未満株券の不発行)  <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券は発行しないことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第11条(单元未満株式の権利)          当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。          (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利          (2) 会社法第166条第1項の規定に掲げる権利          (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第9条(单元未満株式の権利)          当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。          (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利          (2) 会社法第166条第1項の規定に掲げる権利          (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第12条(株主名簿管理人)          当社は、株主名簿管理人を置く。          2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。          3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</p>	<p>第10条(株主名簿管理人)          当社は、株主名簿管理人を置く。          2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。          3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</p>
<p>第13条          〃          第46条          (省 略)</p>	<p>第11条          〃          第44条          (現行のとおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則  <u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>  <u>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日まで有効とし、同日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>

以 上